

福祉環境委員会  
(保健福祉局)

令和元年 9 月 19 日

## [報告]

## 「第 4 回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会」の開催について

## 1 開催趣旨

- ・従前から推進してきた「地域における要援護者支援（共助）の取り組み」・「福祉避難所・基幹福祉避難所の整備」に加え、昨年の台風・豪雨災害を踏まえた、要援護者の支援体制の整理。
- ・高齢化の進展に伴い増加している「認知症」、「精神障害者」の方への対応の検討。
- ・市民に対する避難行動の推進・意識醸成に向けた対応を検討。

## 2 開催日時・開催場所

令和元年 8 月 1 日（木）13 時 30 分から 15 時 30 分 神戸市役所 1 号館 14 階大会議室

## 3 議事内容（第 4 回）

議題 1：災害時における要援護者支援方針（素案）について

## 4 委員（有識者：50 音順・敬称略）

植戸 貴子	神戸女子大学健康福祉学部教授
遠藤 洋二	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
大西 孝男	神戸市身体障害者施設連盟会長
近藤 誠宏	神戸市医師会副会長
正心 徹	神戸市知的障害者施設連盟事務局長
松井 年孝	神戸市老人福祉施設連盟理事長
伊藤 正	神戸市社会福祉協議会事務局長
祐村 明	神戸市民生委員児童委員協議会理事長

## 5 議事要旨（○委員発言 ●事務局発言）

- ①緊急避難場所の要援護者把握体制の整備及び、保健師健康相談・要援護者支援体制の充実
- 緊急避難場所でタブレット等を活用し、要援護者の情報等を本部で共有できるようにシステム化を検討してはどうか。
  - 緊急避難場所においては、要援護者に関する知識のある職員を最低 1 名は常時配置できるような、担当職員の組み合わせ、ローテーションの工夫をすることはできないか。
- ②基幹福祉避難所等の開設、福祉避難スペースの拡充
- 地域福祉センターは、地域団体の協力により「福祉避難スペース」として活用してほしい。
  - 過去の多くの大災害において社会福祉施設も福祉避難所として機能できていないのが現状。基幹福祉避難所を開設していくということはよいと思う。
- ③要援護者用物資の備蓄拡充
- 福祉避難所にも現物備蓄を進めてはどうか。

- 基幹福祉避難所は、段ボールベッド、食料など災害時避難者用の備蓄をしているが、福祉避難所においても、少しずつでも備蓄を配備したいと考えている。

#### ④避難が困難な要援護者の移動手手段の確保

- 社会福祉施設は福祉車両を多く保有している。災害時における各施設連盟間の連携体制を構築してはどうか。例えば、災害時に活用できるよう、車両の所在や台数、車両特性など把握しておいてはどうか。
- 運転手のボランティアを事前登録しておくような仕組みがあってもよい。

#### ⑤避難に配慮を要する方の個別避難計画策定支援

- 個別計画策定にあたり、2次救急病院協議会、民間病院協会との調整を進めていただきたいが、災害対応病院の拡充も課題である。
- 人工呼吸器を装着されている方や在宅で治療を受けている方は福祉サービス等を利用しているはずであり、家族だけでなくケアマネジャーなど支援者も含めて、計画に組み込んでいくべきである。

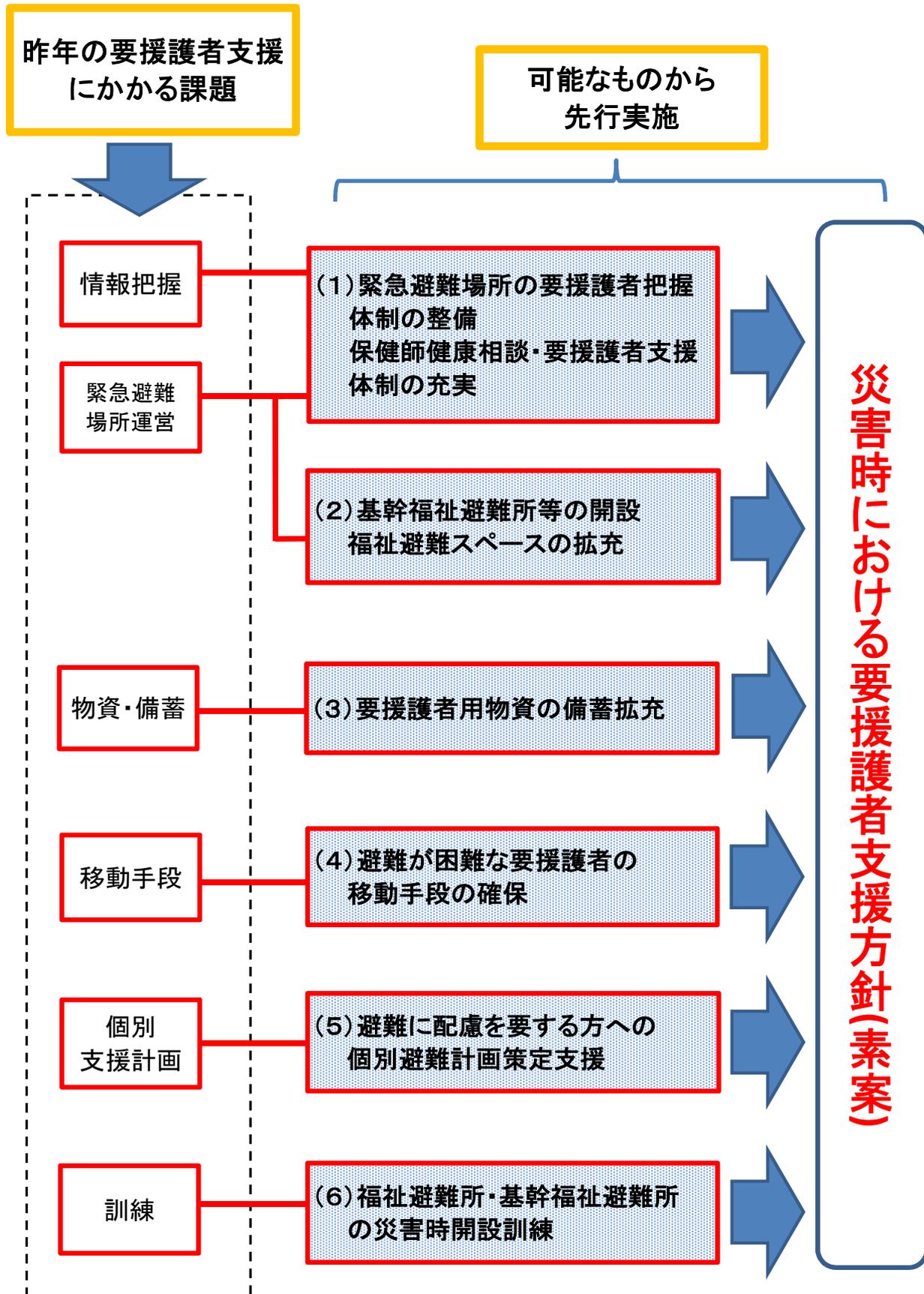
#### ⑥福祉避難所・基幹福祉避難所の災害時開設訓練

- 福祉避難所、基幹福祉避難所の訓練においては、訓練の効果を評価できるような実効性のある訓練をしてもらいたい。
- 訓練については、机上訓練だけでは災害時に想定通り動くことは難しい。行政と一緒に訓練に取り組んでいきたい。
- 福祉避難所については、年に1回の机上訓練、2～3年に1回の実地訓練をお願いしていく。

## 6 今後のスケジュール

第5回検討会 令和元年10月25日（金）13:30～15:30

第5回以降は、大規模災害時における課題についても議論を行う。



# 災害時における要援護者支援方針 【素案】

令和元年8月

- ※ 施策ごとに「目的」・「内容」・「調整中の課題」・「所管」を記載。
- ※ 太字（網掛け）箇所は、今回「新たに実施」もしくは「拡充」するものを示す。

**【項目名】（１）緊急避難場所の要援護者把握体制の整備及び  
保健師健康相談・要援護者支援体制の充実**

**【施策名】 ① 緊急避難場所における要援護者の把握及び要援護者対応**

<p><b>目的</b></p>	<p>要援護者への支援を充実させるため、緊急避難場所における要援護者を迅速に把握し、適切な要援護者対応を行う。</p>
<p><b>内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要援護者を確実に把握するため、各区の「避難所避難者名簿」の様式を全市統一化。</li> <li>・ 要援護者の特性に応じた対応方法や必要な配慮・連絡先等を記載した「緊急避難場所における要援護者対応マニュアル」を作成、緊急避難場所に配備する。</li> </ul>
<p><b>調整中の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい「避難所避難者名簿」の各区防災組織計画の反映および、要援護者の状況を区災害警戒本部を通じて定期報告を受ける体制を整備する。</li> <li>・ ICT（タブレット等）の活用（他のデータとのシステム連携）を構築する。</li> </ul>
<p><b>所管</b></p>	<p>保健福祉局生活福祉部くらし支援課</p>

※太枠部分は必ずご記入ください。他の記載欄は職員が記入します。

避難場所名 ( )

①記入時点	年 月 日 時 分	②入所日	年 月 日
③代表者氏名	〒 -	⑧親族などの連絡先	氏名
④住所		住所	〒 -
		連絡先	( ) -
⑤電話番号	( ) -	⑨自宅の被害状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> その他( )
⑥電話番号(携帯)	( ) -	⑩避難場所	<input type="checkbox"/> 建物内( ) <input type="checkbox"/> 車中泊(避難場所敷地内) <input type="checkbox"/> 持参テント(避難場所敷地内) <input type="checkbox"/> その他( )
⑦車種・色・ナンバー			
⑪避難場所滞在理由	<input type="checkbox"/> ライフライン不通(電気・ガス・水道・電話) <input type="checkbox"/> 余震が不安 <input type="checkbox"/> 自宅の片づけができない <input type="checkbox"/> 必要な物資が手に入らない <input type="checkbox"/> その他( )		

⑫家族構成など		⑬以下に該当するものがあれば 項目を○で囲ってください	⑭備考欄 (病気や食物アレルギーなど)
フリガナ 氏名	年齢 続柄		
代表者	年 月 日生 歳	ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	
ご家族等	年 月 日生 歳	ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	
ご家族等	年 月 日生 歳	ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	
ご家族等	年 月 日生 歳	ア. 要介護3以上 イ. 障がい(身体・知的・精神・発達・内部) ウ. 難病 エ. 妊産婦・乳幼児	

聞き取りメモ(職員記入欄) 記入者名( )

安否確認のための問合せへの対応(氏名及び住所)に同意しますか?( 同意する ・ 同意しない )

退所年月日	転出先
-------	-----

**【項目名】（１）緊急避難場所の要援護者把握体制の整備及び  
保健師健康相談・要援護者支援体制の充実**

**【施策名】 ② 保健師健康相談体制及び要援護者避難先選定基準の整備**

<p><b>目的</b></p>	<p>緊急避難場所の避難者が避難生活において健康に過ごせるよう、避難者の健康状態の把握と必要な支援を迅速に行うための体制を整備する。また、要援護者に対し、適切な避難環境を整える。</p>
<p><b>内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災指令 2 号発令（災害の発生の恐れがある）時には、各区において保健師が区役所等で待機し、緊急避難場所から要援護者にかかる相談対応を行なう。</li> <li>・ 必要に応じて、保健師が緊急避難場所に訪問し、避難者に対する健康相談を実施し、要援護者の健康状態に応じた医療や介護等が受けられるよう、適切な避難場所を判断し、移送等に係る調整・支援を行なう。</li> <li>・ <b>要援護者の特性に応じた避難場所について、適切に判断できるよう「要援護者避難先のめやす」を整備する。</b></li> <li>・ 避難者に要援護者が多いなどで、当該区の保健師のみでは対応が困難な場合は、区を超えた応援体制をとる。</li> </ul>
<p><b>調整中の課題</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>所管</b></p>	<p>保健福祉局保健所調整課</p>

## 【項目名】(2) 基幹福祉避難所等の開設、福祉避難スペースの拡充

### 【施策名】 ① 基幹福祉避難所の開設

<p><b>目的</b></p>	<p>風水害時における要援護者への支援を充実させるため、警戒レベル3（高齢者等は避難）が発令された場合において、基幹福祉避難所での受入を行う。</p>
<p><b>内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>緊急避難場所での生活が困難であると判断される者を対象に、区・保健センターからの要請に基づく基幹福祉避難所での受入を行う。</b></li> <li>【受入対象者】</li> <li>・ 避難者のうち、緊急避難場所（小中学校等）での生活が困難であると判断される者。</li> <li>【受入手順】</li> <li>①区・保健センターは避難者のうち、緊急避難場所での生活が困難であると判断される者を選定する。</li> <li>②区・保健センターは、該当する基幹福祉避難所へ連絡し、対象者の状況を伝えた上で、基幹福祉避難所での受入を要請する。</li> <li>③基幹福祉避難所は、施設の被害状況等を踏まえ、受け入れを検討する。 (受け入れの可否を回答する。)</li> <li>④（受け入れが可能である場合は）対象者は、基幹福祉避難所へ移動する。</li> <li>⑤基幹福祉避難所は市に要援護者の受入報告を行う。</li> </ul>
<p><b>調整中の課題</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急避難場所から基幹福祉避難所への移送については、原則要援護者の家族等が行うが、受入施設やその他近隣施設による移送協力の枠組みを構築する必要がある（施設連盟との調整が必要である）。</li> </ul>
<p><b>所管</b></p>	<p>保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課</p>

## 【項目名】(2) 基幹福祉避難所等の開設、福祉避難スペースの拡充

### 【施策名】 ② 福祉避難スペースの拡充

目的	緊急避難場所の中に、専門性の高い支援は必要としないものの、避難生活に困難が生じる要援護者が過ごせる空間（福祉避難スペース）を確保する。
内容	・ 現在、緊急避難場所 355 箇所のうち 160 箇所で福祉避難スペースを設置済。
調整中の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特に、昨年豪雨災害時に開設した緊急避難場所を中心に開設可能となるよう進める。</li><li>・ 福祉避難スペースの指定を終えている緊急避難場所での福祉避難スペース開設のための調整。</li><li>・ 1つの避難所等での福祉避難スペースの複数設置。</li><li>・ 福祉避難所である地域福祉センターの福祉避難スペースとしての活用検討。</li></ul>
所管	保健福祉局生活福祉部くらし支援課

### 【項目名】(3) 要援護者用物資の備蓄拡充

#### 【施策名】 ① 福祉避難所における現物備蓄の推進及び流通備蓄の活用

目的	福祉避難所及び緊急避難場所（避難所）での要援護者の良好な生活環境の確保を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・各区役所等へ段ボールベッド（1区あたり20基程度）を配備。</li><li>・「災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定」（セツ Karton ㈱、平成26年3月20日）に基づき、流通備蓄として段ボールベッド等を調達する。</li></ul>
調整中の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・風水害時に開設する可能性の高い緊急避難場所を優先的に、福祉避難スペースでの現物備蓄を配備。</li><li>・現物備蓄の保管スペースが確保できない民間福祉施設等への対応。</li></ul>
所管	保健福祉局生活福祉部くらし支援課

#### 【施策名】 ② 福祉避難所用備蓄拠点の拡充

目的	備蓄拠点の適正配置（現物備蓄できない福祉避難所等への円滑な備蓄物資の供給）
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在、市内7箇所備蓄拠点を整備済。</li><li>・備蓄物資の運搬については、赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合との「災害時における自動車輸送等業務の協力に関する協定」（平成11年7月1日）等を活用。</li></ul>
調整中の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・市有スペースの活用及び福祉避難所用備蓄倉庫の確保や、社会福祉施設等の空きスペースも活用し、適正配置を検討する。</li></ul>
所管	保健福祉局生活福祉部くらし支援課

## 【項目名】(4) 避難が困難な要援護者の移動手段の確保

### 【施策名】 ① 緊急避難場所（避難所）から基幹福祉避難所等への移送

目的	緊急避難場所（避難所）や福祉避難スペースでの生活が困難な要援護者を基幹福祉避難所等へ適切に移送する。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原則、要援護者の家族等が行うが、人工呼吸器装着者や重症心身障害児者など、ハイリスクな要援護者の移送が家族等では困難な場合、要援護者の状態に配慮した適切な移動手段の確保を図る。</li><li>・ 一般社団法人兵庫県タクシー協会との「災害時における輸送業務に関する協定」（平成 26 年 7 月 1 日）を活用する。</li></ul>
調整中の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家族からの支援が受けられない場合は、受入施設やその他近隣施設による移送協力の枠組みを構築する。</li><li>・ 上記協定で対応できない、高度な設備を供えた福祉車両（福祉タクシー、介護タクシー等）の確保が必要な場合の移送手段の確保について地域の社会福祉施設の福祉車両の利用等、枠組みを構築する。</li></ul>
所管	保健福祉局生活福祉部くらし支援課 保健福祉局障害福祉部障害福祉課

## 【項目名】(5) 避難に配慮を要する方への個別避難計画策定支援

### 【施策名】 ① 個別計画策定の推進

目的	在宅人工呼吸器装着患者及び重症心身障害児者・家族または支援に関わるものが災害への備え、また、災害時の適切な支援ができるよう、事前の備えを中心とした整備を図る。
内容	1. 個別計画策定への支援 ・下記対象者に対して、個別災害対応マニュアルの早期策定を進める。 ※重症心身障害児者用災害対応マニュアル様式を作成（令和元年8月） 対象者：①24時間在宅人工呼吸器装着患者 ②重症心身障害児者 ※土砂災害警戒区域等に居住する方を優先  2. 情報の収集・共有化 ・災害時支援を円滑に行うため、「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業」における情報登録を進めるとともに、平常時から、訪問看護ステーション、医療機関等関係機関との情報共有を行う。
調整中の課題	・近隣医療機関との受入調整（2次救急病院協議会、民間病院協会との調整）
所管	保健福祉局保健所調整課 保健福祉局障害福祉部障害者支援課

### 【施策名】 ② 非常用電源の整備

目的	発災から半日以上の非常用電源を確保することにより、医療提供に空白が生じることなく過ごすことができる。
内容	・国の補助事業である「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業」について医療機関へ周知を図る。
調整中の課題	・患者を診ている医療機関に対して、停電時に患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備に要する経費（医療機関負担分）を補助し、非常用電源の整備を促進する。
所管	保健福祉局保健所調整課

## 【項目名】(6) 福祉避難所・基幹福祉避難所の災害時開設訓練

### 【施策名】 ① 福祉避難所における訓練の実施

目的	訓練を行うことにより、実際の災害時への備えとする。
内容	・ 福祉避難所指定施設に対して、開設運営マニュアルを配布する。
調整中の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉避難所として開設した場合の経費負担も含めて説明を行い、開設に向け体制整備を進める。</li> <li>・ 各施設連盟を通じて、福祉施設における福祉避難所開設運営訓練の実施（年に一度の机上訓練、2～3年に一度の実地訓練）を進めていく。</li> <li>・ 訓練の実施にあたって、地域団体との連携方策を検討する。</li> <li>・ 障害者の受け入れに対する「障害者支援センター」との連携（情報共有）</li> </ul>
所管	保健福祉局生活福祉部くらし支援課 保健福祉局障害福祉部障害者支援課

### 【施策名】 ② 基幹福祉避難所における訓練の実施

目的	風水害時を始めとした自然災害への備えとして、基幹福祉避難所において様々な状況を想定した開設訓練を継続して実施する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設で策定している要援護者受入マニュアルに基づき、               <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害発生からの入所者・職員の安全確認</li> <li>②施設の被災状況点検</li> <li>③避難スペースの確保</li> <li>④要援護者の受入 等</li> </ol>               基幹福祉避難所の開設手順や職員の役割を確認する。             </li> <li>・ 開設訓練は年1回必ず実施することとし、下記事項を踏まえ、毎年訓練の設定を変更しながら、基幹福祉避難所の対応力向上（ノウハウの蓄積）を図る。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①地震災害・風水害における手順の確認</li> <li>②民生委員・自治会等地域住民との連携</li> <li>③障害者の受け入れに対する「障害者支援センター」との連携（情報共有）</li> <li>④施設長等の責任者不在時や施設職員が手薄な夜間休日等の対応</li> <li>⑤関係機関・施設間相互の連携</li> </ol> </li> </ul>
調整中の課題	—
所管	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課 保健福祉局障害福祉部障害者支援課